

令和5年3月吉日

1・2学年保護者様

春日部市立春日部中学校
校長 柳田 敏夫

自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化について

早春の候、保護者の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、道路交通法の一部改正（令和5年4月1日施行）により、全ての自転車利用者を対象とする自転車ヘルメットの着用が、努力義務となります。今回の改正の趣旨を踏まえ、本校では生徒および教職員に対し、自転車乗車用ヘルメットの着用について指導をすすめてまいります。ご家族の皆様におかれましても“命を守る”自転車ヘルメットの着用に努めていただき、その定着が早期に実現するよう、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、ヘルメットは、SGマークなどの安全性を示すマークのついたものをご活用ください。また、自転車の安全利用に関しては、埼玉県警察ホームページをご覧ください。